

| 該当箇所 |    |     |   | 質問者  | ご意見・ご質問の内容   | 回答  |
|------|----|-----|---|------|--|---|
| NO   | 資料 | ページ | 項目  |      |  |   |
| 1    | 2  | 3   | 2障がい者（児）の<br>その他の状況<br>(1) 発達障がい者の<br>状況<br>(2) 高次脳機能障害<br>者の状況 | 上野委員 | 発達障害者、高次脳機能障害者というのは、名称、言葉自体比較的新しいと思いますが、精神障害者保健福祉手帳のような手帳の交付はされることはありますか？まだ手帳自体ないですか。  | 発達障害は脳機能障害を指す総称であり、個々の障がい名では、自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。精神障害者保健福祉手帳は、それら個別の障がい名で申請となり、高次脳機能障害も申請対象に含まれます。ただし、申請して精神障害者保健福祉手帳が交付されるかどうかは、医師の診断書を基に県が判定した結果となります。  |
| 2    | 2  | 3   | 2障がい者（児）の<br>その他の状況<br>(1) 発達障がい者の<br>状況                        | 上野委員 | 発達障がい相談件数、令和2年度、実人数11人という数字は少なすぎると感じています。<br>発達障害と認識されていない子どもがまだまだ（数十倍くらい？）いるのではないのでしょうか。<br>全体数は、加賀市の小1～小6全体ですか？加賀市の小1～中3全体の数ですか？全体は何人ですか？  | 発達障がい相談件数は、加賀市民のうち、県の発達障害支援センターで受付した件数を表示しておりますので、全体数は、加賀市民全員です。内訳は、18歳未満の実人数が3人、延べ件数が3件。18歳以上の実人数が8人、延べ件数が14件です。あくまで相談件数であり、全体の数を表しているものではないと考えております。<br>県の発達障害支援センター以外での相談については、市のこども育成相談センターで、子育て全般の相談として受け付けています。また、乳幼児健診や就学前健診などをきっかけとして相談や受診につながるケースもありますので、すべての児童の発達について何らかの形で把握できる体制となっていると考えております。 |
| 3    | 2  | 4   | (7) 障がい者雇用の<br>状況   | 上野委員 | ①民間企業雇用率、加賀市、令和2年度2.13%という記載がありますが、この2.13%という数字は仮に令和2年度に新しく障がいのある人を増やして雇った数がゼロでも現状で既に雇っている人が2.13%なら、2.13%と表示しているということですか？<br>障がいの種別はどういう方が雇ってもらえてますか？<br>聴覚が不自由でも目は見える人とか、知的能力の比較的高い人が雇用してもらえるのでしょうか？<br>②教育委員会の令和2年度の2.3%の人はどういう職務を教育委員会内でなさっているのですか？ | ①民間企業雇用率は、令和2年6月1日現在で雇用している状況のもので、ご質問のとおり、令和2年度に新規で雇用していても、以前から継続して雇用している人も含まれた数値です。<br>また、障がいの種別での割合では、身体障がい者50%、知的障がい者30%、精神障がい者20%と聞いております。<br>②事務職として雇用しています。   |

| 該当箇所 |    |     |                 | 質問者  | ご意見・ご質問の内容   | 回答  |
|------|----|-----|-----------------|------|--|---|
| NO   | 資料 | ページ | 項目              |      |  |   |
| 4    | 4  | 1~5 | 1. 障害福祉サービスについて | 櫻尾委員 | ここ近年「障害福祉サービス」提供事業所が、減少したのはなぜか？  | <p>直近の状況では、就労継続支援A型事業所が1箇所休止、生活介護事業所1箇所の廃止がありました。</p> <p>就労継続支援A型事業所は、職員の配置が困難で休止となったようですが、来年度は再開の見込みと聞いております。</p> <p>廃止の生活介護事業所は、法人内の2つの生活介護事業所を統合したとのこと。</p> <p>そのほか、近年の動きでは、新たに生活介護事業所の開所やこれまで加賀市になかった就労移行支援事業、自立訓練事業などの事業所開設もあります。</p> <p>サービス提供事業所は、生活を支える基盤でありますので、事業所と協力して障がい福祉施策を進めていきます。</p>   |
| 5    |    |     | その他             | 谷井委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会的孤立リスク」の高いと思われる障がい者世帯（高齢・単身・ひとり親子・生活困窮、等）の予備軍も含めた、その実態把握と対象世帯に対する能動的な支援策の有・無、お教え下さい。</li> <li>・対象世帯においては、様々な事情や悩みを抱える一方、自ら声（SOS）を発することを躊躇っておられるのではと推測。</li> <li>・個人情報保護法の障壁があるにしても、インクルージョン理念にそって、受身から能動的な支援策〔（例）訪問相談支援〕への転換が求められる。</li> <li>・実態の数値として、知的障がい者の療育手帳保有数は令和2年度で559名に対して、公的福祉サービスを利用されていない方（世帯）が35%（194名）おられる。</li> <li>・能動的に「利用されない理由や事情をお聞きすること」が人にやさしい福祉創造につながる第一歩と考えますが---</li> </ul> | <p>高齢者については、毎年、介護予防チェックリストを送付し一定期間応答がない高齢者への訪問等の対応を行うとともに、医療や介護サービスの利用がない方への「お達者ですか訪問」、民生委員による一人暮らし高齢者の把握などを行っております。障がい児や子育て世代については、各種の健診や保育園・学校との連携による支援が必要な世帯の把握をおこなっております。障がい者については、手帳交付時に「障がいのある人の福祉ガイドブック」を配布し、サービス等の周知及び相談窓口の案内を行っております。その他、広報等で各相談窓口の周知を行っております。</p> <p>市では、地域住民とのネットワークによる気づきや見守り体制の構築を進めてまいりたいと考えております。民生委員や地域の区長などを連携し、災害時の避難に支援が必要な方を登録・名簿の共有を行っております。あわせて、心配な方、気になる方について相談する窓口の周知を行っております。また、地域で配達等を行う事業者と連携し「ゆるやかな見守り事業」を行っており、世帯の異常に気付いた場合に報告をいただいております。その他、医療機関からも報告をいただくこともあります。このような流れで把握した世帯等について、市や相談事業者等による訪問や電話による相談などの対応を行っております。</p> |